

令和3年第3回（6月）議会定例会会議録

招集年月日	令和3年6月16日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	令和3年6月16日 午前10時00分		
閉議宣告日時	令和3年6月16日 午前11時57分		
応招議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄 総務課長 大山恭功 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 田西秀司 税務課長 川北征章 産業経済課長 奥村栄一 学校教育課長兼社会教育課長 東 誠	教育長 室谷敏彦 住民課長 國雲正樹
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 中田利明		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和3年第3回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

令和3年6月16日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 報告第1号から報告第5号及び議案第25号から
議案第27号まで (一括議題)

《再開、会議》

◇議長 苗代 実

本日の出席議員数は、10名であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
(午前10時00分)

《一般質問、答弁》

◇議長 苗代 実

日程第1 一般質問を行います。
発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

5番 山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊

はい、議長。

6月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、分割質問方式により3点お尋ねします。

1点目は消雪事業についてお尋ねします。

新興住宅地区の消雪事業について、平成27年3月議会の答弁で、「関係地区と充分相談し前向きに検討する」とのことでした。

しかしながら、その後も、旧来の地区では消雪事業が実施されましたが、新興住宅地区では区として22年経過した今もなお、不便な思いをしています。

また、本年4月には、新たに町分担金条例が施行され、地区負担割合を既設井戸の更新は10%と旧来の地区の対象分は軽減されましたが、新興住宅地区が対象の新規事業は20%のままで、相対的にですが答弁内容が後退した様に感じます。

あれから6年。新興住宅地区の消雪整備構想について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

土木課長 山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

お答え致します。

新興住宅地区の消雪整備構想についてのご質問ですが、現在消雪用井戸は町内に33箇所、管路については、町道及び区道を含めると31,077mが整備されておりますが、新興住宅地につきましては未だ整備されている箇所はございません。

これまで新興住宅地区4地区のうち2地区より要望が出されておりましたが、地区にはその都度、概算額をお伝えしています。

町では整備に向けて、国の補助金等の活用が出来ないか検討して参りましたが、各種要件が厳しく整備されていないのが現状です。

また整備には多額の費用が掛かり、地区の負担額も大きいことから整備計画と費用のバランスを図りながら、地区と協議を重ね進めて行くことが重要と考えております。

分担金条例につきましても、緊急的な井戸の破損などが発生した施設についての負担割合が10%であり、既存地区での対象が軽減されたものではないことはご理解頂きたいと思っております。

今後の新興住宅地区の整備につきましては、従来の機械除雪と消雪におけるランニングコスト等、要望されている地区と綿密な協議を実施して参りますことを申し上げ答弁と致します。

◇5番 山村秀俊

議長、5番

◇議長 苗代 実

5 番 山村秀俊君。

◇5 番 山村秀俊

2 点目は、下水処理施設の整備についてお尋ねします。

下水処理施設の整備については、平成 28 年に最適整備構想として計画が作成され、令和元年度・令和 2 年度と、計画通り 2 回目の機能強化事業が 2 地区で実施されてきました。

しかしながら、令和 3 年度の整備事業については、令和 6 年度になるとお聞きしています。

下水処理施設の整備は、飲み水と並び、大変重要なライフライン事業です。

そこでお尋ねします。

今回の 3 年遅れの理由と、その後の対象地区は、計画より 3 年以上後ろへスライドするのか。

町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。

昭和 57 年以降、順次各地区で供用が開始された下水処理施設は、以後平成 8 年から 14 年間にわたり 1 回目の改修工事が各処理施設で行われました。

また平成 24 年からは、2 回目の改修工事が始まり、現在は平成 28 年度に計画された最適整備構想に基づき、順次改修が進められているところです。

令和 3 年度につきましては、中島地区処

理場の改修準備を進めており、施設規模などから改修完了までに複数年が見込まれております。

そして中部地区処理場については、令和 5 年度より事業着手の予定となっておりますが、これらはたとえ施設の改修前であっても、町民の皆様の生活に支障が出ないよう、随時修繕等による対策を実施しているところで御座います。

いずれに致しましても、現状では概ね計画通りとなっております、今後も事業着手時の詳細な調査結果や国の補助金の動向を見極めながら、町と致しましても計画通りに改修を進めることが出来るよう、最善を尽くすことを申し上げ答弁といたします。

◇5 番 山村秀俊

議長、5 番

◇議長 苗代 実

5 番 山村秀俊君。

◇5 番 山村秀俊

3 点目は、マイナンバーカードの普及策についてお尋ねします。

町ではこれまで、広報や休日受付等により、地道にマイナンバーカードの普及に努めてきました。

しかしながら、これまでの普及体制も、もう限界、頭打ちではないか。

これから更に普及させるためには、ポイントを絞り込んだ攻める行政への転換が必要ではないか。

コロナ禍ではありますが、例えば地区別や公職者団体別、年齢別等により対象者を絞り込み、出向くことも視野に入れた個別の申請勧奨という、次のステップに移行し

てはと考えます。

そこでお尋ねします。

今年度の目標値とマイナンバーカードの普及策について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

住民課長 國雲正樹君。

◇住民課長 國雲正樹

はい、議長。

お答え致します。

先ず、令和3年5月末時点のマイナンバーカードの申請率及び交付率について申し上げますと、申請率は46.77%で、交付率につきましては、37.95%となっており、ともに石川県内においては3番目に高い率となっております。

ご承知のとおり、町では以前は半年に1回程度であった日曜日の臨時窓口開庁を月1回にし、今年に入ってから月2回としたほか、無料の写真撮影サービスの実施、マイナポイントの設定支援など、申請者の利便性の向上に取り組み、マイナンバーカード普及促進に努めています。

また、事業所に出向く出張申請サービスにつきましても、これまでに2度実施しているところでもあります。

この他、マイナンバー自体の付加価値を高めるための施策として、町立図書館においてマイナンバーカードを利用して本を借りられるサービスを開始したほか、住民課窓口でカードを提示すれば、川北温泉の入浴御招待券を贈呈する新たな試みも始めております。

また、今年度マイナンバーカードの交付

に必要な専用端末の増設を予定しており、交付体制の充実・強化を図って参ります。

現在、国においては健康保険証や運転免許証の機能を付与するなどのマイナンバーカードの利便性の抜本的な向上が検討されており、今後デジタル社会のインフラとしての重要度がさらに増していくことが予想されます。

町と致しましては、議員お尋ねの目標値につきましては具体的には定めませんが、より多くの町民にマイナンバーカードを取得して頂けるよう、利便性の向上・交付体制の充実を更に進めて参りますので、議員各位におかれましては引き続きマイナンバーカードの普及促進にご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁と致します。

◇議長 苗代 実

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

はい、議長。

おはようございます。

質問に入る前にお礼を申し上げたいと思います。

川北町ではコロナウイルス感染症対策として、いち早くワクチン接種に取り組み、接種率も80%台と高く推移しています。

これも役場職員全員で対応していただいた賜物と感謝をしております。

今後まだまだ接種が続きますが、町民の為によろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

次の2点について分割質問方式により、お尋ね致します。

1点目は町における各種審議会の委員に、

もう少し女性の登用を考えてはという思いから質問致します。

国では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法を制定し、同時に第一次の男女共同参画基本計画が作成されました。男女共同参画基本法第 2 条に「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する」と記述されています。

そこで、石川県の市・町における男女共同参画の条例の制定及び計画の策定状況、平成 30 年 4 月 1 日現在を見ますと、川北町では、平成 22 年 12 月 13 日に条例が制定され、平成 23 年 4 月に計画が策定されております。

そして、平成 30 年に男女共同参画に関する意識調査も実施されています。

そこで、川北町の審議会等における女性委員の登用状況を見ますと、石川県の 19 市町の中では、女性比率は 10%であります。19 市町の中でも、最下位であります。

現在、町における教育委員会や選挙管理委員会等の行政委員会の委員には、女性は一人も登用されておりません。

他にもいろんな審議委員会がありますが、女性の委員は少ないように感じております。

町の人口の半分は女性であり、人口の割合では女性の方が多いたのが実態であり、また、町民の中には立派な人格・識見を持っている女性の人材が多数いると思います。

このような状況から、女性委員をもっと

登用すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

◇議長 苗代 実

副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司

はい、議長。

お答え致します。

本町では男女共同参画社会の実現に向けて、平成 17 年度から本格的に事業を進め、平成 18 年 3 月に策定した、川北町基本構想・基本計画の中で指針を示し、毎年 4 名の男女共同参画推進員が、セミナーや講演会・料理教室の開催、そして意識調査アンケートの実施などにより、町民への理解を深める取り組みを進めて参りました。

また平成 22 年 12 月に、川北町男女共同参画推進条例及び施行規則を制定し、さらに平成 23 年 4 月には、町・町民及び事業者の取り組みを総合的かつ計画的に進めるための行動計画を策定し、平成 31 年 4 月に改訂版を作成しています。

この行動計画や推進員の活動内容については、各種団体の代表などで組織された、男女共同参画審議会を毎年開催し、計画の進捗状況の確認や意見交換を行っています。

お尋ねの各種審議会等への女性委員の登用についてでございますが、確かに女性委員の割合については低い水準ではございますが、例えば人権擁護委員は 3 名中 2 名が、社会教育委員は 5 名中 2 名が、スポーツ推進委員は 10 名中 3 名が女性であり、その割合は増えております。

さらに町の課参事以上の管理職は現在 3 名おり、町の防災士についても 76 名中 23

名、率にしまして約 30%が女性であります。

現在我が国では、様々な分野で女性の活躍の動きが拡大しております。

このような状況の中、男女一人ひとりの人権を尊重しながら豊かで活力ある社会の実現を目指すには、女性の活躍が不可欠でございます。

そのためにも、審議会だけでなく町のあらゆる事業において、女性参画の機会の充実に努めていかなければならないと考えており、女性の積極的な登用に対する配慮に努めるとともに、その働きかけも進めて参ります。

また男女共同参画社会の実現に向けて、関係機関や関係団体と協力して、引き続き啓蒙活動にも取り組んでまいります。

以上でございます。

◇9 番 坂井 毅

議長、9 番

◇議長 苗代 実

9 番 坂井 毅君。

◇9 番 坂井 毅

前向きな答弁をいただきましたので、是非とも女性の登用をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは 2 点目にうつります。

2 点目は、町民の声を取り入れるパブリックコメントについて質問致します。

川北町では昭和 61 年 5 月に、川北町行財政改革大綱を策定し、その実現に向けて今日までに 5 回の見直しをしました。平成 29 年 3 月に改訂しました。

この中で、基本方針の 3 つの柱の一つで

あります町民との協働による開かれたまちづくりの推進があります。

そして町民の声を取り入れる機会の充実として、パブリックコメントの実施を検討することとなっております。

私はこれからの町づくりのために、非常に大事な柱の一つではないかと思っております。

そこで住民の代表として我々議員がいるわけですが、住民は何を望み、何を望まないか、常に住民の意思を把握しなければならないと思ひ努力しておりますが、それは簡単なことではありません。

また住民も行政に対して立派な意見を持っていても、議員や執行機関に対してものを言うことを、又はそれを期待することも至難であります。

それではどうすればよいか。住民が意見を言いやすい、提案しやすい環境を作ることが大事であろうと思ひます。

そこで、住んでよかったと思える明るい町づくりに対する意見や提案をパブリックコメントするために、役場内に提案箱「町民の声」を設置するか、また全戸に配布している広報かわきたに切り取り式でのハガキを付ける方法もどうかと思ひます。

幅広く町民から意見やアイデアを寄せてもらひ、町民の声を町政に反映していく方法はいかがかと思ひます。

そこでパブリックコメントの推進に対する進捗状況は現在どのようなになっているのか。

また、今後どのような方法を考へておられるのか、町長の考へを伺ひます。

◇議長 苗代 実

総務課長 大山恭功君。

◇総務課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。

これまで議員各位をはじめ、地域と密着されている区長の皆様や各種団体の方々からの貴重なご意見を、町民の声として各種施策の参考とさせて頂いています。

また、町民と町職員がお互いに顔の見える関係性の中、様々なご意見を頂く機会も数多くあります。

また各種計画を作成する際にアンケート調査を実施するなど、多くの意見を計画に反映させる取り組みも行っています。

そして今年度に入り、町民の皆様のご意見を届けやすくする環境づくりの一環として、町ホームページ内にご意見・お問い合わせフォームを作成し運用を始めております。

さらに、今後、町の総合計画やその他、重要な計画を策定する際は、町ホームページなどでその素案を公表しご意見を頂くパブリックコメント制度を導入できないか、検討を進めたいと考えております。

何れにせよ、様々な意見聴取に関するご提案も参考にしながら、町民と行政の協働によるまちづくりの推進に努めて参ります。

◇議長 苗代 実

2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

はい、議長。

本議会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、分割質問方式により、

2点お尋ねします。

1点目は、町は本年度より副町長をチームリーダーとする企業誘致プロジェクトチームを立ち上げられましたので、その取り組みについてお伺いいたします。

町はこれまでも企業誘致に努力されてこられました。近年の実績を見ますと、東部地区工業団地には伸晃化学川北工場、朝日地区にはシモハナ物流、役場庁舎近郊にはゲンキー、ジャパンディスプレイ横にはマックスバリュ北陸と企業の進出が進み、将来に向けての財政基盤強化が期待されております。

一方で東部地区工業団地には約4.6haの未分譲地が残っており、早期の売却が求められております。

土地開発公社の会計では、東部地区工業団地開発費としての借入金のうち9億円余りが未返済で残っており、毎年約550万円の金利負担が続いております。

また過去の工業団地開発では、ある区画が17年間も塩漬けになったという苦い経験もあります。

今回はそんなことにならないように、企業誘致プロジェクトチームの取り組みに大いに期待するものであります。

そこでお伺いします。

プロジェクトチームができて、何がどう変わったのでしょうか。

組織の位置づけや人員構成と人員の役割はどのように変わったのでしょうか。

これまでの取り組みを検証していただいた上で、川北町の企業誘致の課題は何だとお考えか、その課題解決の為の取り組みはどのようなになるのか、これまでの延長線上

ではない新しい考えや新しい戦略を取り入れた取り組みになるのかなど、方針や計画についてお伺いします。

◇議長 苗代 実

副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司

はい、議長。

お答え致します。

企業誘致プロジェクトチームについてのお尋ねでございますが、工業団地の開発につきましては、これまで産業経済課が農業振興地域の除外及び転用等の手続きを行い、その後土木課が開発行為等、立地を希望する企業の対応を行う形態を取ってまいりました。

この体制を強化・一体化するために副町長をリーダーとして、土木課参事・産業経済課長補佐をメンバーとする企業誘致プロジェクトチームを4月1日付けで立ち上げたところでございます。

そして早々に、メンバーで県の商工労働部など企業誘致に係わる関係各課を訪問し、プロジェクトチームの発足を伝え、企業誘致に向けた支援・協力を求めると同時に、情報収集を行いました。

さらに金融機関数社の融資部門・投資支援部門のほか、幾つかの企業にも直接訪問し東部地区工業団地のPRに加え、多角的な視点からの情報収集に努めております。

東部地区工業団地については、農村地域工業等導入促進法に基づき計画策定していること、そのことで現在誘致が可能な業種は、プラスチック・繊維・食品・化学・非鉄金属の5業種に絞られ、誘致企業に制限

を課されているところでございます。

その計画期間の4年間で本年3月で満了したことを受け、現在、誘致可能な企業の業種を増やすべく、県と計画変更について協議を進めているところでございます。

またすでにご覧いただいているかと存じますが、町のホームページにおいてもトップページに東部地区工業団地の分譲について大きく掲載し、内容も見直したことで、新たに幾つかの企業から問い合わせも入っております。

さらに今年度、県でも企業立地ホームページが立ち上げられることから、充実した情報発信が図られると考えております。

このようにプロジェクトチームを立ち上げて、積極果敢に誘致活動を展開しているところでございますが、残念ながらまだ具体的な誘致交渉の実現には至っておりません。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響があるなか、一部では規模の拡大や業態を変更するなどの企業もあることから、早期分譲が実現できるよう活動して参りたいと考えております。

宮崎議員をはじめ、議員各位におかれましても、これまで以上に積極的な情報提供、ご支援・ご協力をお願い申し上げ答弁いたします。

◇2番 宮崎 稔

議長、2番

◇議長 苗代 実

2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

ご答弁、ありがとうございました。

2点目の質問にうつります。

川北町行政のデジタル改革の取り組みについてお伺いします。

今般のコロナショックの中で、行政のデジタル化の遅れが明らかになりました。

この遅れに対処する為、国は今年9月にデジタル庁を創設し、遅れている行政手続きのオンライン化などを推進することになりました。

石川県内の自治体でもデジタル戦略室などの専門組織を立ち上げ、準備を始めたり、既にスマートフォンやパソコンを使いオンラインで各種行政手続きができるシステムを導入するなど動きが活発になっています。

ここで言うデジタル化とは単なる行政業務のICT化ではなく、デジタル技術を活用して、住民サービスの向上、地域課題の解決等を効率的に進め、町民が便利で住みやすくなったと実感できる改革にしていく必要があると思います。

そこでお伺いします。

川北町では、これまでデジタル化への取り組みはどのようにされてこられたのか。

これからのデジタル改革はどのような組織で取り組むのか、デジタル人材の育成や確保はどのようにするのか、どのような計画で進められるのか、お伺いします。

◇議長 苗代 実

総務課長 大山恭功君。

◇総務課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。

本町の情報化・デジタル化は、平成7年度以降、住民基本台帳などの行政システム

の導入や総合情報ネットワークシステム、ケーブルテレビ網など各種情報化の基盤整備を実施して参りました。

最近では、令和元年度に各避難所に無線LANを整備するとともに、子育てアプリや町の公式Facebookの運用を開始し、昨年度はGIGAスクール構想に基づく小中学校でのICT環境の整備と図書館の電算化を実施しました。

また今回の45歳から64歳のワクチン接種では、全体の2/3がWEBで予約をするなど、オンライン手続きの利用率の高さも伺われます。

菅政権の目玉施策の1つでありますデジタル庁が、今年の9月1日に発足し、行政のデジタル化は更に加速することが予想されています。

国においては行政手続きのオンライン化が推進され、地方自治体の業務システムの標準化についても、令和7年度までの完了に向けて準備が進められています。

また個人情報保護や情報セキュリティ・サイバー犯罪対策などの課題も多く、その対応を注意深く見守っていく必要もあります。

このような状況の中、本町における更なるデジタル化の推進については、引き続き国の動向を注視するとともに、AIやIoTなどの先端技術を活用する他市町の導入事例の調査・研究を進め、利用頻度や利便性とコストの面を考慮しながら進めていきたいと考えています。

なお、デジタル改革に対応する組織については、担当の総務課と各課が連携を図り、必要に応じてワーキンググループなどを設

けて取り組んで参ります。

また人材育成の面ですが、その専門性の高さから、システム開発や保守等につきましては、民間事業者への委託により進めていくことが現実的であると考えていますが、各種システムを取り扱う職員の基本的スキルの向上につきましては、情報セキュリティーの周知徹底を図るとともに、情報活用力の向上に向けた各種研修の受講機会を創出して参ります。

◇議長 苗代 実

4番 井波秀俊君。

◇4番 井波秀俊

はい、議長。

はじめに、昨年から続く新型コロナにおける影響は収束がみえず、私たちの生活において重大な影響を与えています。

そんな中において、我が川北町では各種コロナ感染対策・コロナ支援を推し進めており、いち早くワクチン接種への対策をすすめ、他地域よりも早く町民へのワクチン接種を実施しており、役場職員・医療関係者・協力いただいた各団体の努力と行動力に深く感謝の意を表したいと思えます。

本当にありがとうございます。

それでは6月議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、私からは「町内企業のコロナ影響状況について」「町内企業への本年度のコロナ支援について」、以上2点を一括質問方式により質問させていただきます。

まずは、「町内企業のコロナ影響状況について」お尋ねします。

今回の新型コロナ感染症は感染拡大防止

策で外出、外食などの各種自粛や休業要請、企業のリモート化など、我々の生活だけでなく、経済活動にも多大なる影響を与えております。

現在目に見えるところでは、飲食店をはじめとするサービス業などの影響は深刻であります。

しかし、目に見えないところでは建設業や製造業など、「資材が届かない・建設予定が中止となった・自粛生活影響で生製品の消費減少による受注激減などの影響が出ている」と聞いております。

そんな町内企業の実情を把握するため、町では昨年より町商工会を通して、町内企業へアンケート、聞き取りでの実態調査を実施していると聞いております。

地域によって操業する企業の業種や特徴も違い、報道されている実情とは全く違っていたりもします。

現在の我が町の企業は新型コロナの影響をどのように受けているのでしょうか。経営は大丈夫なのでしょうか。

川北町内企業の実情についてお伺いします。

続きまして、本年度の町内企業へのコロナ支援についてお伺いします。

昨年度は生活応援商品券事業や国・県の実施する給付金の要件に漏れた企業向けの給付金での支援などを実施されておりました。

本年度に入っても新型コロナによる影響は更に進んでおり、国や県でも更なる支援策を打ち出しております。

しかしながら、国・県の制度融資など2回目以降の融資が叶わなかったり、各種支

援制度を活用してもまだ苦しくひっ迫した経営状態の企業も多いです。

そこで、町としても国・県とは別に町独自の支援策で町内企業を救うことが出来ないでしょうか。

先の質問にも述べた通り、特に目に見えにくく、これから厳しい状況は予想される建設業や製造業への支援は、雇用や設備投資による税収にも大きく影響するので、重要ではないかと思われます。

今後、ワクチン接種が進み、経済活動が復活すれば、出口戦略も必要となります。

町内企業がなんとしてもこの国難に堪え、今後ピンチをチャンスに変えて大きく飛躍するためにも、更なる町の支援、一度だけでなく継続しての強い支援が必要だと考えます。

川北町の今後の町内企業へのコロナ支援について、町当局のお考えをお伺いします。

◇議長 苗代 実

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

昨年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されまして、今日までコロナの感染拡大により国内経済は甚大な影響を受けております。議員のおっしゃるとおりでございます。

このような中、川北町商工会では会員を対象として、令和2年6月・同年11月、本年4月の3回にわたり、感染拡大に伴う緊急影響調査を実施し、コロナ禍での影響を受けている会員企業の経営実態とそれに

対する支援要望等の調査を行いました。

直近の今年4月の調査結果をみますと、現時点で企業活動に影響が出ているとの回答が61.8%で、大半であります。

内容としては来店客・利用客の減少が35.7%、製品・部品・原材料などの仕入れ価格の高騰が30.9%、国内・海外拠点間での生産連携の乱れ、物流の混乱が23.8%と続いております。

また売上が20%以上減少している業種は、飲食業が100%、サービス業で28.5%、製造業で27.7%、建設業18.1%、小売業が14.2%で続いておりますが、すべてが減少ということでございます。

町では、商工会の調査結果や関係諸団体からの聴き取り情報等を活用し、町内企業への各種支援施策を講じて参りました。

具体的には、昨年度、国の基準に満たない事業者を対象に町独自で10万円を給付する持続化給付金事業に2,800千円、これはあくまでも実績ではありますが、事業者が融資を受けている際の信用保証料や利子への補助に併せて1,046千円を中小企業者の支援策として活用いただいております。

さらに地域の消費行動を喚起し経済の活性化を図るため、高等学校3年生までの子ども一人あたり2万円分の商品券を支給する子育て応援商品券事業に30,102千円、町民一人あたり1万円分の商品券を支給する地域応援商品券事業では、65,663千円の事業費を計上し、地域経済と家計の下支えとなるべく取り組みを進めて参ったところがあります。

5月27日に北陸財務局から発表された北陸経済調査によりますと、感染症の影響に

より厳しい状況にある中、一部に足踏みが見られるものの持ち直しつつあるとされていますが、その実態はまだまだ大変厳しい状況にあらうかと思えます。

このような中、本年度におきましても切れ目のない支援を実施するため、国や県の支援事業に加え、中小企業緊急経営支援利子補給事業や固定資産税の減免制度を昨年度から継続して実施しています。

更に商工会の調査結果や聴き取り調査を基に制度設計を行った町独自の経営継続支援金給付事業の事業費を、この6月議会の補正予算に計上したところでもあります。

これからもコロナ禍での地域経済の状況や町内企業の動向を常に注視しながら、商工会とも連携を図り適時適切な対応にあたりますことを申し上げ答弁といたします。

◇議長 苗代 実

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 苗代 実

日程第2 報告第1号から報告第5号及び議案第25号から議案第27号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長より、先に付託されました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 苗代 実

総務産業常任委員長 井波秀俊君。

◇総務産業常任委員長 井波秀俊

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案

件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

報告第1号「川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」

担当課長より参考資料を元に説明がなされ、議員より条例改正内容についての質問が数多く出されました。

また、議案書中の条例文の中に一部川北町条例文との相違の指摘があり、即日訂正し、以後の再発防止を求めました。

報告第2号「川北町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」、

報告第4号「令和2年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」のうち、その所管に属する関係部分について。

報告第5号「令和2年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」のうち、その所管に属する関係部分について。

各議員より繰越理由について等の質問があり、担当課長より説明がなされました。

議案第25号「令和3年度川北町一般会計補正予算」うち、その所管に属する関係部分について。

議員より経営継続支援金給付事業の内容について、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策費についての質問があり、担当課長より説明がなされました。

議案第27号「川北町税条例の一部を改正する条例について」

担当課長より参考資料を元に説明がなさ

れました。

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 苗代 実

教育民生常任委員長 山村秀俊君。

◇教育民生常任委員長 山村秀俊

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査の結果の報告を致します。

報告第3号「川北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」、

報告第4号「令和2年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」のうち、その所管に属する関係部分。

報告第5号「令和2年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」のうち、その所管に属する関係部分。

議案第25号「令和3年度川北町一般会計補正予算」うち、その所管に属する関係部分。

議案第26号「令和3年度川北町介護保険事業特別会計補正予算」、

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 苗代 実

これで、常任委員長の審査の経過並びに

結果の報告を終わります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 苗代 実

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、報告第1号から報告第5号及び議案第25号から議案第27号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

報告第1号から報告第5号及び議案第25号から議案第27号までは、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立9名)

はい、起立全員です。ご着席ください。

したがって、報告第1号から報告第5号及び議案第25号から議案第27号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

(午前11時02分)

令和3年第3回

追 加 議 事 日 程 （第2号の追加1）

川北町議会定例会

令和3年6月16日午前10時開議

- 第 1 議長の辞職について
- 第 2 選挙第1号 議長の選挙
- 第 3 副議長の辞職について
- 第 4 選挙第2号 副議長の選挙
- 第 5 常任委員の所属変更について
- 第 6 議会運営委員の辞任について
- 第 7 選任第1号 議会運営委員の選任
- 第 8 広報編集特別委員の辞任について
- 第 9 選任第2号 広報編集特別委員の選任
- 第10 選挙第3号 白山石川医療企業団議会議員選挙
- 第11 選挙第4号 能美介護認定事務組合議会議員選挙
- 第12 選挙第5号 手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙
- 第13 選挙第6号 手取郷広域事務組合議会議員選挙
- 第14 選挙第7号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

会 議 に 付 し た 事 件

- 選挙第 1 号 議長の選挙
- 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 選任第 1 号 議会運営委員の選任
- 選任第 2 号 広報編集特別委員の選任
- 選挙第 3 号 白山石川医療企業団議会議員選挙
- 選挙第 4 号 能美介護認定事務組合議会議員選挙
- 選挙第 5 号 手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙
- 選挙第 6 号 手取郷広域事務組合議会議員選挙
- 選挙第 7 号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

《再開、会議》

◇副議長 西田時雄

休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前 11 時 10 分)

ただいま、議長 苗代 実君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

《議長の辞職》

追加日程第 1 「議長の辞職について」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、苗代 実君の退場を求めます。

(苗代 実 退場)

事務局長に辞職願を朗読させます。

◇議会事務局長 中田利明

朗読します。

令和 3 年 6 月 16 日、川北町議会副議長 西田時雄 殿。川北町議会議長 苗代 実。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第 108 条の規定により、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

◇副議長 西田時雄

お諮りします。

苗代 実君の「議長の辞職」を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、苗代 実君の「議長の辞職」を許可することに決定しました。

それでは苗代 実君、入場ください。

(苗代 実 入場)

《議長選挙》

◇副議長 西田時雄

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し追加日程第 2 として、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 2 として選挙を行うことに決定しました。

◇副議長 西田時雄

追加日程第 2 「選挙第 1 号議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は、10 人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に、1 番 山田勝裕君、2 番 宮崎 稔君、3 番 窪田 博君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

(1 番～10 番まで投票)

投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番 山田勝裕君、2 番 宮崎 稔君、3 番 窪田 博君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票。有効投票 10 票。

有効投票のうち、田中秀夫君 10 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、田中秀夫君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

《当選の告知》

◇副議長 西田時雄

ただいま議長に当選された田中秀夫君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

7 番 田中秀夫君。

《議長当選承諾及び挨拶》

◇7 番 田中秀夫

はい、議長。

このたび不肖私、田中秀夫は、議員の皆様方のご推挙によりまして川北町議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄であり、自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

しかし、ここに皆様のご推薦を受けましたうへは、町の発展と町民のために、誠心誠意努力いたす覚悟でございます。

皆様方におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、甚だ簡単措辞でございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 副議長 西田時雄

以上で議長の選挙が終わりましたので、議長と交替します。

それではここで、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 22 分)

《再開、会議》

◇議長 田中秀夫

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 24 分)

ここでご報告いたします。

副議長 西田時雄君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

「副議長の辞職について」を日程に追加し

追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

《副議長の辞職》

追加日程第3「副議長の辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、西田時雄君の退場を求めます。

(西田時雄 退場)

局長に辞職願を朗読させます。

◇議会事務局長 中田利明

それでは、朗読致します。

令和3年6月16日、川北町議会議長 田中秀夫殿。川北町議会副議長 西田時雄。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。以上でございます。

◇議長 田中秀夫

お諮りします。

西田時雄君の「副議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、西田時雄君の「副議長の辞職」を許可することに決定しました。

それでは西田時雄君、入場ください。

(西田時雄 入場)

《副議長選挙》

ただいま、副議長が欠けました。

お諮り致します。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

◇議長 田中秀夫

追加日程第4 選挙第2号『副議長の選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に山村秀俊君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました山村秀俊

君を副議長の当選人として定めることに、
ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山村
秀俊君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された山村秀俊君
が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、
当選の告知をします。

5 番 山村秀俊君。

《副議長当選承諾及び挨拶》

◇ 5 番 山村秀俊

はい、議長。

このたび、皆様方のご推挙によりまして、
川北町議会副議長に選ばれましたことは、
誠に身に余る光栄であり、その責任の重さ
を痛感しています。

これからは、田中秀夫議長の下、議会の
運営に対しましても、誠心誠意努力いたし
たいと思いますので、皆様方のご指導ご鞭
撻を賜りますようお願い申し上げ、就任のご
挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇議長 田中秀夫

それではここで、暫時休憩致します。

(午前 11 時 30 分)

《再開、会議》

◇議長 田中秀夫

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 31 分)

この際、ご報告いたします。

井波秀俊君より総務産業常任委員長辞任
の申し出があり、また山村秀俊君より教育
民生常任委員長辞任の申し出がありました
ので、川北町議会委員会条例第 12 条第 1
項の規定により許可しましたので、ご報告
いたします。

お諮りします。

「常任委員の所属変更について」を日程に
追加し、追加日程第 5 とし、議題とするこ
とにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「常任委員の所属変更につ
いて」を日程に追加し、追加日程第 5 とし
て議題とすることに決定しました

《常任委員の所属変更》

◇議長 田中秀夫

追加日程第 5 「常任委員の所属変更に
ついて」を議題とします。

総務産業常任委員の井波秀俊君から教育
民生常任委員に、教育民生常任委員の西田
時雄君から総務産業常任委員に、それぞれ
常任委員の所属を変更したいとの申し出が
ございます。

お諮りします。

井波秀俊君、西田時雄君からの申し出の
とおり、それぞれ常任委員会の所属を変更
することに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、井波秀俊君、西田時雄君の
常任委員会の所属を変更することに決定し
ました。

《議会運営委員の辞任》

◇議長 田中秀夫

次に、ただいま議会運営委員の苗代 実君から辞任願が提出されております。

お諮りします。

「議会運営委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第6とし直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

追加日程第6 「議会運営委員の辞任について」を議題とします。

お諮りします。

苗代 実君の議会運営委員の辞任について、許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、苗代 実君の議会運営委員の辞任を許可すること決定しました。

ただいま議会運営委員に欠員が生じたので、「議会運営委員の選任」を日程に追加し、追加日程第7とし、議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員の選任」を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

《議会運営委員の選任》

◇議長 田中秀夫

追加日程第7「選任第1号 議会運會委

員の選任」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、川北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、私、田中秀夫を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員に田中秀夫を選任することに決定しました。

《広報編集特別委員の辞任》

◇議長 田中秀夫

次に、ただいま広報編集特別委員の西田時雄君から、辞任願が提出されております。

お諮りします。

「広報編集特別委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第8とし直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「広報編集特別委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

追加日程第8 「広報編集特別委員の辞任について」を議題とします。

お諮りします。

西田時雄君の広報編集特別委員の辞任について許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、西田時雄君の広報編集特別委員の辞任を許可すること決定しました。

ただいま広報編集特別委員に欠員が生じたので、「広報編集特別委員の選任」

を日程に追加し、追加日程第9とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「広報編集特別委員の選任」を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

《広報編集特別委員の選任》

◇議長 田中秀夫

追加日程第9「選任第2号 広報編集特別委員の選任」を議題とします。

お諮りします。

広報編集特別委員の選任については、川北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、井波秀俊君を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員に井波秀俊君を選任することに決定しました。

尚、現在、総務産業常任委員会・教育民生常任委員会において、委員長が欠員となっておりますので委員長を互選され、その結果を議長まで報告願います。

それではここで暫時休憩致します。

(午前11時38分)

《再開、会議》

◇議長 田中秀夫

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時39分)

この際、報告致します。

ただいま各常任委員会において、委員長の互選が行なわれました結果、総務産業常

任委員会委員長に西田時雄君、教育民生常任委員会委員長に井波秀俊君が互選された旨、議長のもとに報告がまいっておりますので、ご報告いたします。

《白山石川医療企業団議会議員選挙》

◇議長 田中秀夫

お諮りします。

私、田中秀夫から白山石川医療企業団議会議員の辞職願が提出されましたので、直ちに「白山石川医療企業団議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行いたいと思います。

異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「白山石川医療企業団議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第10 選挙第3号「白山石川医療企業団議会議員選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

白山石川医療企業団議会議員に山先守夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました山先守夫君を白山石川医療企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山先守夫君が白山石川医療企業団議会議員に当選されました。

ただいま、白山石川医療企業団議会議員に当選された山先守夫君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

《能美介護認定事務組合議会議員辞職》

◇議長 田中秀夫

お諮りします。

苗代 実君及び山村秀俊君から、能美介護認定事務組合議会議員の辞職願が提出されておりますので、直ちに「能美介護認定事務組合議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第 11 として、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「能美介護認定事務組合議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第 11 として、選挙を行うことに決定致しました。

《能美介護認定事務組合議会議員選挙》

◇議長 田中秀夫

追加日程第 11 選挙第 4 号「能美介護認定事務組合議会議員選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

能美介護認定事務組合議会議員に、私、田中秀夫と井波秀俊君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました田中秀夫と井波秀俊君を能美介護認定事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中秀夫と井波秀俊君が能美認定事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、能美介護認定事務組合議会議員に当選された田中秀夫と井波秀俊君が議

場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、
当選の告知をします。

《手取川流域環境衛生事業組合

議会議員辞職》

◇議長 田中秀夫

お諮りします。

苗代 実君から、手取川流域環境衛生事業組合議会議員の辞職願が提出されておりますので、直ちに「手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第 12 として、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第 12 として、選挙を行うことに決定しました。

《手取川流域環境衛生事業組合

議会議員選挙》

◇議長 田中秀夫

追加日程第 12 選挙第 5 号「手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行

うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

手取川流域環境衛生事業組合議会議員に、私、田中秀夫を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました田中秀夫を手取川流域環境衛生事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中秀夫が手取川流域環境衛生事業組合議会議員に当選されました。

ただいま、手取川流域環境衛生事業組合議会議員に当選された田中秀夫が議場におります。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

《手取郷広域事務組合議会議員辞職》

◇議長 田中秀夫

お諮りします。

苗代 実君から、手取郷広域事務組合議会議員の辞職願が提出されておりますので、直ちに「手取郷広域事務組合議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第 13 として、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

したがって、「手取郷広域事務組合議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第 13 として、選挙を行うことに決定致しました。

《手取郷広域事務組合議会議員選挙》

◇議長 田中秀夫

追加日程第 13 選挙第 6 号「手取郷広域事務組合議会議員選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

手取郷広域事務組合議会議員に、私、田中秀夫を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました田中秀夫を手取郷広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中秀夫が手取郷広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、手取郷広域事務組合議会議員に当選された田中秀夫が議場におります。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

◇議長 田中秀夫

お諮りします。

苗代 実君から、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出されておりますので、直ちに「石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第 14 として、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第 14 として、選挙を行うことに決定しました。

《石川県後期高齢者医療広域連合
議会議員選挙》

◇議長 田中秀夫

追加日程第 14 選挙第 7 号「石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、田中秀夫を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました田中秀夫を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中秀夫が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された田中秀夫が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それではここで、暫時休憩いたします。

(午前11時52分)

令和3年第3回

追加議事日程（第2号の追加2）

川北町議会定例会

令和3年6月16日午前10時開議

第1 議案第30号（議題）

会 議 に 付 し た 事 件

議案第30号 川北町監査委員選任につき同意を求めることについて

《再開、会議》

◇議長 田中秀夫

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 53 分)

町長より、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」が提出されました。

お諮りします。

「川北町監査委員選任につき同意を求めることについて」を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「川北町監査委員選任につき同意を求めることについて」を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定致しました。

追加日程第 1 議案第 30 号「川北町監査委員選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、苗代 実君の退場を求めます。

(苗代 実 退場)

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長、前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、ご説明を申し上げます。

議案第 30 号「川北町監査委員選任につき同意を求めることについて」であります。

議会議員から選任しておりました監査委員の田中秀夫さんより、本日退職願が提出されました。

その後任につきまして、新たに苗代 実さんを議会選出監査委員に選任したいと思います。

苗代さんをご存じのとおり前議長であり、豊かな識見を備え、適任であると思いますので、地方自治法 第 196 条 第 1 項の規定により、提案するものであります。

議員各位のご同意を賜われますようお願い申し上げます。

◇議長 田中秀夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略・採決》

◇議長 田中秀夫

本案件については、人事に関する案件ですので、質疑・討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定致しました。

これより、議案第 30 号「川北町監査委員選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 8 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、議案第 30 号「川北町監査委員選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

それでは、苗代 実君の入場を求めます。

(苗代 実 入場)

《閉議・閉会》

◇議長 田中秀夫

以上をもって、議事日程はすべて終了しましたので、令和3年第3回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前11時57分)